

政府管掌年金事業の円滑な実施に関する基本協定書

厚生労働省と日本年金機構（以下「機構」という。）は、次のとおり、機構による政府管掌年金事業の円滑な実施に係る基本協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（本協定の目的）

第1条 本協定は、政府管掌年金事業の適正な運営が行われ、政府管掌年金に対する国民の信頼の向上を図るため、厚生労働省と機構の密接な連携のあり方その他の事項を定めることを目的とする。

（厚生労働省と機構の密接な連携）

第2条 厚生労働省は、機構が日本年金機構法及び厚生労働大臣が定める中期目標に基づき、その期待される役割を果たせるよう、機構に対し全面的な支援と協力をを行う。このため、厚生労働省は、機構の運営に関する理事長の主体性を尊重するとともに、必要な法令や制度の改正及び人員や予算の確保に尽力するものとする。

- 2 前項の厚生労働省による支援と協力を実現するため、同省及び機構は協議の場を設けるなど、円滑な意思疎通に努めるものとする。
- 3 機構は、国民の信頼回復に向けて厚生労働省の支援と協力を受けつつ、主体的に中期目標の達成に邁進するものとする。

（国民への説明責任）

第3条 厚生労働省と機構は、年金制度に関する国民への説明責任を果たすため、密接に連携し、年金制度に関する様々な情報について積極的に公開していくものとする。

- 2 機構は、政府管掌年金事業の運営状況について、国会その他の場での説明が求められた際には、説明責任を果たすように努めるものとする。

（業務に関する細則）

第4条 本協定の定める理念を踏まえ、機構が実施する業務に関する細則となる取り決めを厚生労働省と機構の間で別途定めるものとする。

(本協定の改定)

第5条 本協定は、厚生労働省と機構との協議の上、必要に応じて改訂することができる。

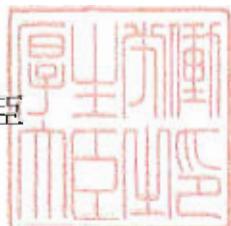
(疑義についての協議)

第6条 本協定の各条項等の解釈について疑義が生じた場合又は本協定に特別な定めがない事項については、厚生労働省と機構との協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、厚生労働省、機構がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

平成22年 1月27日

厚生労働大臣



日本年金機構理事長

